



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第62号 令和元年8月2日発行

目次

【告示】

| 番号 | 表題 | 担当課名 |
|-----|----------------------|--------------------|
| 271 | 農用地利用配分計画の認可の申請があった件 | 農林水産総合技術支援センター |
| 272 | 森林管理重点地域の指定が失効した件 | 農林水産基盤整備局 森林整備課 |
| 273 | 基本測量を実施する旨の通知があった件 | 用地対策課 |
| 274 | 同 | 同 |

【選挙管理委員会告示】

| 番号 | 表題 | 担当課名 |
|----|-------------------------------------|------|
| 32 | 政治資金規正法の規定に基づき届出のあった政治団体の名称等を公表する件 | |
| 33 | 政治資金規正法の規定に基づく政治団体の届出事項の異動の届出があった件 | |
| 34 | 政治資金規正法の規定に基づく政治団体の解散の届出があった件 | |
| 35 | 政治資金規正法の規定に基づく資金管理団体の指定の取消しの届出があった件 | |

徳島県告示第二百七十一号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定に基づき、農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告し、令和元年八月二日から同月十九日までの間、当該農用地利用配分計画を公衆の縦覧に供する。

なお、利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該農用地利用配分計画について、知事に意見書を提出することができる。

令和元年八月二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 農用地利用配分計画の概要

| 賃借権の設定等を受ける者 | | 賃借権の設定等を受ける土地 | |
|--------------|--------------------|---------------------|-----------------|
| 氏名又は名称 | 住 所 | 所 在 | 面 積 (平方メートル) |
| 有限会社エイノ | 阿南市日開野町筒路 四七番地六 | 阿南市向原町天羽畷 一三二番 | 一、〇三三・〇〇 |
| 同 | 同 | 同 一五七番一ほか二筆 | 四、八六八・〇〇 |
| 鈴木 諫 | 同 長生町寺ノ前 二五番地 | 同 長生町寺ノ前 一番一ほか八筆 | 八、二三三・〇〇 |
| 武市 朋也 | 同 宝田町出口三 〇番地 | 同 おわた 八番ほか十九筆 | 九、五八九・三〇 |

二 申請年月日

令和元年七月十七日

三 縦覧場所

徳島県立農林水産総合技術支援センター経営推進課及び徳島県南部総合県民局阿南庁

舎

四 意見書の提出先

〒七七〇 八五七〇

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県立農林水産総合技術支援センター経営推進課農地活用担当

電話〇八八 六二一 二四二六

徳島県告示第二百七十二号

徳島県豊かな森林を守る条例（平成二十五年徳島県条例第六十七号）第十六条第一項の規定に基づき、森林管理重点地域の指定が失効したので、同条第二項の規定によりその内容を次のように告示する。

令和元年八月二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 指定の種別

第一種森林管理重点地域

二 指定の効力を失う区域

那賀郡那賀町横石字杉山一の二三

三 指定の効力が失われた日

令和元年六月二十五日

徳島県告示第二百七十三号

国土地理院長から、次のように基本測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年八月二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

| 測 量 の 種 類 | 測 量 を す る 地 域 | 測 量 を す る 期 間 |
|------------------|-----------------|--------------------------|
| 基本測量（防災対策地域水準測量） | 海部郡牟岐町、美波町及び海陽町 | 令和元年七月二十二日から令和二年二月二十八日まで |

徳島県告示第二百七十四号

国土地理院長から、次のように基本測量を実施する旨の通知があつたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年八月二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

| 測 量 の 種 類 | 測 量 を す る 地 域 | 測 量 を す る 期 間 |
|--------------------|---------------|-----------------------------|
| 基本測量（電子基準点付属標取付観測） | 名東郡佐那河内村 | 令和元年八月十九日から 令和元年十一月三十日まで |

徳島県選挙管理委員会告示第三十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定に基づく政治団体の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

令和元年八月二日

徳島県選挙管理委員会委員長 芝山日出高

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 届出年月日 |
|------------------|--------|----------|------------------|----------------|
| JA東とくしま 農政協議会 | 荒井義之 | 内藤幸俊 | 小松島市堀川町三番八号 | 令和元年 五月二十二日 |
| 徳島県警備業連盟 | 山下秀夫 | 五島寛治 | 徳島市北出来島町二丁目一三番地一 | 令和元年 五月三十一日 |
| 中西あつし後援会 | 中西淳 | 中西淳 | 阿南市橘町幸野三一・七 | 令和元年 五月三十一日 |
| 前田晃良後援会 | 前田義範 | 氏久重二 | 板野郡藍住町富吉字下新田三九 | 令和元年 六月十七日 |

徳島県選挙管理委員会告示第三十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定に基づく政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年八月二日

徳島県選挙管理委員会委員長 芝山日出高

一 政党の支部

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | | 異動事項 | | 異動年月日 |
|--------------------------|--------|-----|--------------|-------|----------------|
| | 代表者の氏名 | 所在地 | 代表者の氏名 | 異動の内容 | |
| 自由民主党 徳島内航海運支部 | 沖野雅信 | | 沖野雅信 | 新 | 令和元年 五月二十一日 |
| 自由民主党徳島県 小松島市・勝浦郡第一支部 | 中山俊雄 | | 中山百工 | 旧 | 令和元年 五月一日 |
| 自由民主党 徳島県港湾支部 | 吉崎高市 | | 吉崎高市 | | 令和元年 六月一日 |
| 自由民主党 松茂町支部 | 森寛八郎 | | 森寛八郎 | | 令和元年 六月四日 |
| | | | 石原誠治 | | |
| | | | 池亀憲昭 | | |
| | | | 兼子雪雄 | | |
| | | | 原田幹夫 | | |
| | | | 板野郡松茂町中喜来字稲本 | | |
| | | | 板野郡松茂町長原三四八・ | | |

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

| 政治団体の名称 | | 代表者の氏名 | | 異動事項 | | 異動の内容 | | 異動年月日 | |
|------------|----------|-----------|--------|----------|--------|-------------|----------|-------|--|
| 日本第一党徳島県本部 | | いわきよしじ後援会 | | 徳島県獣医師連盟 | | 徳島県行政書士政治連盟 | | | |
| 中川寿香 | | 高岡邦芳 | | 中井秀明 | | 松村和人 | | | |
| 氏名 | 会計責任者の氏名 | 代表者の氏名 | 代表者の氏名 | 代表者の氏名 | 代表者の氏名 | 氏名 | 会計責任者の氏名 | | |
| 中川寿香 | 中川寿香 | 高岡邦芳 | 中井秀明 | 村上正志 | 新 | | | | |
| 池内寿香 | 池内寿香 | 岡本隆次 | 土橋賢治 | 杉本宏 | 旧 | | | | |
| 六月二十日 | 令和元年 | 六月十五日 | 令和元年 | 五月三十日 | 令和元年 | 五月十八日 | 令和元年 | | |

徳島県選挙管理委員会告示第三十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定に基づく政治団体の解散の届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年八月二日

徳島県選挙管理委員会委員長 芝山日出高

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 解散年月日 |
|---------|--------|--------------|
| 来代正文後援会 | 来代正文 | 平成三十一年二月二十五日 |
| 長尾哲見後援会 | 長尾哲見 | 平成三十一年四月二十九日 |

徳島県選挙管理委員会告示第三十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第一号の規定に基づき資金管理団体の指定の取消しの届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年八月二日

徳島県選挙管理委員会委員長 芝山日出高

| | | |
|--------------|--------------|------------------|
| 長尾哲見 | 来代正文 | 資金管理団体の届出をした者の氏名 |
| 長尾哲見後援会 | 来代正文後援会 | 資金管理団体の名称 |
| 平成三十一年四月二十九日 | 平成三十一年二月二十五日 | 取消年月日 |